

「内部者取引防止に関する内部管理態勢等検討ワーキング」
(第 20 回)

平成 26 年 1 月 31 日 (金) 午前 10 時 00 分
日本証券業協会 第 1 会議室

議 案

1. 平成 25 年金融商品取引法等改正（1 年以内施行）に伴う本協会自主規制規則等の改正について
2. ブラックアウトに関するセーフハーバールールに対応案について
3. その他

以 上

日証協（自）25第●号
平成26年2月●日

会 員 代 表 者 殿
特 別 会 員 代 表 者 殿

日 本 証 券 業 協 会
会 長 稲 野 和 利
自 主 規 制 会 議
議 長 島 崎 憲 明

金融商品取引法等の改正に伴う「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」等の一部改正等について

御高承のとおり、平成26年4月1日施行の金融商品取引法等の改正において、投資法人の発行する投資証券等の取引がインサイダー取引規制の対象となります。

これに伴い、本協会の自主規制規則のうち、「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」、「有価証券の引受け等に関する規則」及び「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いに関する規則」について所要の見直しを行うため、別紙1のとおり、これらの規則の一部改正を行いましたので、ご通知申し上げます。

また、公布された政令及びパブリックコメントに付された内閣府令案に基づき、別紙2のとおり、内部者登録カードの記載要件の見直し（「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第15条第1項）に関するQ&Aを作成いたしましたので、あわせてご通知申し上げます。

なお、本件金融商品取引法の改正に伴い、上場投資法人の投資口（いわゆるJ－REIT）が特定有価証券等（金融商品取引法第163条第1項）に含まれることとなります。そのため、「協会員の従業員に関する規則」第7条第1項及び第3項第4号並びに第17条における規制（いわゆる地場受け・地場出し）の対象に当該上場投資法人の投資口が含まれることとなりますので、念のため、申し添えます。

以 上

○本通知に関するお問合せ先： 自主規制企画部 （Tel：03-3667-8470）

金融商品取引法等の改正に伴う「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」等の一部改正について（案）

平成 26 年 2 月 ● 日
日 本 証 券 業 協 会

1. 改正の趣旨

平成 26 年 4 月 1 日施行の改正金融商品取引法等において、上場投資法人の発行する投資証券等の取引がインサイダー取引規制の適用対象となる。

これに伴い、本協会の自主規制規則のうち、「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」、「有価証券の引受け等に関する規則」及び「協会におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いに関する規則」について所要の見直しを行うため、これらの規則の一部改正を行うこととする。

2. 改正の骨子

(1) 「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正

インサイダー取引規制の「会社関係者」の範囲に、上場投資法人、その資産運用会社及びその親会社その他の特定関係法人の関係者等が新たに追加されることから、次に掲げる者に該当する顧客について内部者登録カードの整備対象者として追加する。

- ① 上場投資法人等の執行役員又は監督役員（第 15 条第 1 項第 1 号ロ）
- ② 上場投資法人等の資産運用会社の役員（取締役、会計参与、監査役又は執行役をいう。以下同じ。）（第 15 条第 1 項第 1 号ハ）
- ③ 上場投資法人等の資産運用会社の主な特定関係法人の役員（第 15 条第 1 項第 2 号ロ）
- ④ 上記①から③に掲げる者でなくなった後 1 年以内の者（第 15 条第 1 項第 3 号）
- ⑤ 上記①又は②に掲げる者の配偶者及び同居者（第 15 条第 1 項第 4 号）
- ⑥ 上場投資法人等の資産運用会社の使用人その他従業員のうち執行役員その他役員に準ずる役職にある者（第 15 条第 1 項第 5 号）
- ⑦ 上場投資法人等の資産運用会社の使用人その他従業員のうち重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する者（第 15 条第 1 項第 6 号）
- ⑧ 上場投資法人等の資産運用会社の主な特定関係法人の使用人その他の従業員のうち執行役員その他役員に準ずる役職にある者（第 15 条第 1 項第 7 号）
- ⑨ 上場投資法人等の資産運用会社の主な特定関係法人の使用人その他従業員のうち重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する者（第 15 条第 1 項第 8 号）
- ⑩ 上場投資法人等の主な特定関係法人（第 15 条第 1 項第 9 号）

(2)「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正

第34条及び第34条の2の適用対象に投資証券である不動産投資信託証券を加えるとともに、所要の規定の整備を図ることとする。(第34条第1項、第34条の2第2項第2号)

(3)「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いに関する規則」の一部改正

金融商品取引法に今般新たに設けられる、投資法人の発行する投資口を引き受ける者の募集をインサイダー取引規制における重要事実(決定事実)として挙げる規定の条文番号を、この規則における「募集」の定義に加えることとする。(第1条)

3. 施行の時期

この改正は、平成26年4月1日から施行し、このうち2.(2)「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正については、同日以後、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)又は投資法人の役員会の決議が行われる株券等の募集及び売出しから適用することとする。

以 上

○ 本件に関するお問い合わせ先

・「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」

・・・自主規制企画部 TEL：03-3667-8470

・「有価証券の引受け等に関する規則」

・「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いに関する規則」

・・・エクイティ市場部 TEL：03-3667-8647

「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について

平成 26 年 2 月●日

(下線部分変更)

新	旧
(内部者登録カードの整備等) 第 15 条 協会員は、金商法第 166 条に規定する上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を初めて行う顧客から、<u>次の各号に掲げる者</u>（以下「上場会社等の役員等」という。）に該当するか否かにつき届出を求めるとともに、当該届出に基づき、上場会社等の役員等に該当する者については、上場会社等の特定有価証券等に係る売買等が行われるまでに内部者登録カードを備え付けなければならない。 1 <u>次に掲げる者</u> イ 上場会社等の取締役、会計参与、監査役又は執行役（以下「役員」という。） ロ <u>上場投資法人等（上場会社等のうち、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」という。）第 2 条第 12 項に規定する投資法人をいう。以下同じ。）の執行役員又は監督役員</u> ハ <u>上場投資法人等の資産運用会社（投信法第 2 条第 19 項に規定する資産運用会社をいう。以下同じ。）の役員</u> 2 <u>次に掲げる者</u> イ 上場会社等の親会社又は主な子会社の役員 ロ <u>主な特定関係法人（上場投資法人等の資産運用会社の特定関係法人（金商法第 166 条第 5 項に規定する特定関係法人をいう。）のうち主なものをいう。以下同じ。）の役員</u> 3 <u>前 2 号に掲げる者でなくなった後 1 年以内の者</u> 4 <u>第 1 号に掲げる者の配偶者及び同居者</u> 5 <u>上場会社等又は上場投資法人等の資産運用会社の使用人その他の従業者のうち執行役員（上場投資法人等の執行役員を除く。）その他役員に準ずる役職にある者</u> 6 <u>上場会社等又は上場投資法人等の資産運用会社の使用人その他の従業者のうち金商法第 166 条に規定する上場会社等に係る業務等に関する重要事実（以下「重要事実」という。）を知り得る可能性の高い部署に所属する者（前号を除く。）</u> 7 <u>上場会社等の親会社若しくは主な子会社又は</u>	(内部者登録カードの整備等) 第 15 条 協会員は、金商法第 166 条に規定する上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を初めて行う顧客から、<u>次に掲げる者</u>（以下「上場会社等の役員等」という。）に該当するか否かにつき届出を求めるとともに、当該届出に基づき、上場会社等の役員等に該当する者については、上場会社等の特定有価証券等に係る売買等が行われるまでに内部者登録カードを備え付けなければならない。 (新 設) 1 <u>上場会社等の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役（以下「役員」という。）</u> (新 設) (新 設) (新 設) 2 <u>上場会社等の親会社又は主な子会社の役員</u> (新 設) 3 <u>第 1 号及び第 2 号の役員でなくなった後 1 年以内の者</u> 4 <u>上場会社等の役員の配偶者及び同居者</u> 5 <u>上場会社等の使用人その他の従業者のうち執行役員その他役員に準ずる役職にある者</u> 6 <u>上場会社等の使用人その他の従業者のうち金商法第 166 条に規定する上場会社等に係る業務等に関する重要事実（以下「重要事実」という。）を知り得る可能性の高い部署に所属する者（前号を除く。）</u> 7 <u>上場会社等の親会社又は主な子会社の使用人</u>

新	旧
<u>主な特定関係法人</u>の使用人その他の従業者のうち執行役員その他役員に準ずる役職にある者 8 上場会社等の親会社<u>若しくは</u>主な子会社<u>又は</u>主な特定関係法人の使用人その他の従業者のうち重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する者（前号を除く。） 9 上場会社等の親会社<u>若しくは</u>主な子会社<u>又は</u>主な特定関係法人 10 （ 現行どおり ） 2 ） 7 （ 現行どおり ）	その他の従業者のうち執行役員その他役員に準ずる役職にある者 8 上場会社等の親会社<u>又は</u>主な子会社の使用人その他の従業者のうち重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する者（<u>前7号</u>を除く。） 9 上場会社等の親会社<u>又は</u>主な子会社 10 上場会社等の大株主（直近の有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書に記載されている大株主をいう。） 2 ） 7 （ 省 略 ）
付 則 この改正は、平成26年4月1日から施行する。	

以 上

「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正について

平成 26 年 2 月 ● 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(上場発行者の役員による取引の場合の取扱い) 第 34 条 主幹事会員は、上場発行者の役員（金商法第 21 条第 1 項第 1 号に規定する役員をいう。以下この条において同じ。）が、当該上場発行者が発行する株券等（不動産投資信託証券にあっては、<u>金商法第 2 条第 1 項第 11 号に掲げる投資証券であるものに限る。</u>）の募集又は売出しに係る情報が公表される前において、当該募集又は売出しが行われることを知りながら当該上場発行者が発行した株券等の取引（金商法第 166 条第 6 項各号に該当する場合を除く。以下この条及び次条において同じ。）を行ったことが判明した場合には、当該株券等の募集又は売出しの引受けを行ってはならない。 2 ） （ 現行どおり ） 4 (情報漏えい等の場合の取扱い) 第 34 条の 2 （ 現行どおり ） 2 主幹事会員は、上場発行者が発行する株券等の募集又は売出しの引受けを行うに当たり、当該募集又は売出しに係る情報が公表される前に、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該上場発行者と当該募集又は売出しの日程について協議を行うものとする。 1 （ 現行どおり ） 2 当該上場発行者の株価又は不動産投資信託証券（<u>金商法第 2 条第 1 項第 11 号に掲げる投資証券であるものに限る。</u>）の価格に大幅な下落が認められた場合	(上場発行者の役員による取引の場合の取扱い) 第 34 条 主幹事会員は、上場発行者の役員（金商法第 21 条第 1 項第 1 号に規定する役員をいう。以下この条において同じ。）が、当該上場発行者が発行する株券等（不動産投資信託証券を除く。以下この条及び次条において同じ。）の募集又は売出しに係る情報が公表される前において、当該募集又は売出しが行われることを知りながら当該上場発行者が発行した株券等の取引（金商法第 166 条第 6 項各号に該当する場合を除く。以下この条及び次条において同じ。）を行ったことが判明した場合には、当該株券等の募集又は売出しの引受けを行ってはならない。 2 ） （ 省 略 ） 4 (情報漏えい等の場合の取扱い) 第 34 条の 2 （ 省 略 ） 2 主幹事会員は、上場発行者が発行する株券等の募集又は売出しの引受けを行うに当たり、当該募集又は売出しに係る情報が公表される前に、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該上場発行者と当該募集又は売出しの日程について協議を行うものとする。 1 （ 省 略 ） 2 当該上場発行者の株価に大幅な下落が認められた場合
付 則	
この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、同日以後、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）又は投資法人の役員会の決議が行われる株券等の募集及び売出しから適用する。	

「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いに関する規則」の一部改正について

平成 26 年 2 月 ● 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(目的) 第 1 条 この規則は、協会員が金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 166 条第 2 項第 1 号イ及び同項第 9 号ロに規定する募集（金商法第 163 条第 1 項に規定する上場会社等（以下「上場会社等」という。）の発行する有価証券に係るものに限る。以下第 8 条第 1 項及び第 9 条を除き「募集」という。）について、当該募集に係る有価証券に対する投資者の需要の見込みに関する調査を行う場合において、その適正化を図るため必要な事項を定め、内部者取引が誘発されることを防止し、もって有価証券取引の公正確保に資することを目的とする。 付 則 この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。	(目的) 第 1 条 この規則は、協会員が金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 166 条第 2 項第 1 号イに規定する募集（金商法第 163 条第 1 項に規定する上場会社等（以下「上場会社等」という。）の発行する有価証券に係るものに限る。以下第 8 条第 1 項及び第 9 条を除き「募集」という。）について、当該募集に係る有価証券に対する投資者の需要の見込みに関する調査を行う場合において、その適正化を図るため必要な事項を定め、内部者取引が誘発されることを防止し、もって有価証券取引の公正確保に資することを目的とする。

以 上

金融商品取引法等の改正（投資法人の発行する投資証券等の取引へのインサイダー取引規制の導入）に伴う内部者登録カードの対象範囲の改正に関する Q & A

平成 26 年 2 月

Q 1 今回の規則改正で新たに内部者登録カードを整備する必要がある者は、どのような者ですか。

平成 26 年 4 月 1 日施行の金融商品取引法等改正において、インサイダー取引規制の対象となる会社関係者の範囲に、上場投資法人等（いわゆる J-REIT の発行者）、その資産運用会社及びその資産運用会社の親会社その他の特定関係法人の関係者等が含まれることとなりました。

これに伴い、内部者登録制度の実効性を確保するため、新たに金融商品取引法等において会社関係者の範囲に追加された者のうち、以下の者を、「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」（以下、「投資勧誘規則」という。）第 15 条に規定する内部者登録カードの対象者に追加します。

投資勧誘規則第 15 条	上場投資法人等に係る会社関係者
第 1 号ロ	上場投資法人等の執行役員又は監督役員
第 1 号ハ	上場投資法人等の資産運用会社の役員（取締役、会計参与、監査役又は執行役をいう。以下同じ。）
第 2 号ロ	上場投資法人等の資産運用会社の主な特定関係法人の役員
第 3 号	第 1 号又は第 2 号に掲げる者でなくなった後 1 年以内の者
第 4 号	第 1 号に掲げる者の配偶者及び同居者
第 5 号	上場投資法人等の資産運用会社の使用人その他従業員のうち執行役員その他役員に準ずる役職にある者
第 6 号	上場投資法人等の資産運用会社の使用人その他従業員のうち重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する者（前号に該当する者を除く）
第 7 号	上場投資法人等の資産運用会社の主な特定関係法人の使用人その他の従業員のうち執行役員その他役員に準ずる役職にある者
第 8 号	上場投資法人等の資産運用会社の主な特定関係法人の使用人その他従業員のうち重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する者（前号に該当する者を除く）
第 9 号	上場投資法人等の主な特定関係法人

※上場投資法人等の親会社又は主な子会社の役員（規則第 15 条第 2 号イ）については、現時点では該当するものがないと思われます。

※第1号に掲げる者については、金融商品取引法第163条に規定する売買報告の提出義務及び同第164条に規定する短期売買利益の返還の対象者にも該当しますので、念のため申し添えます。

Q2 上場投資法人等の資産運用会社の役員とは、どのような者ですか。

投資勧誘規則において、「上場投資法人等の資産運用会社の役員」とは、登録投資法人の委託を受けてその資産の運用に係る業務を行う資産運用会社の取締役、会計参与、監査役又は執行役とします。平成25年2月時点における上場投資法人等の資産運用会社は、別紙を参照してください。

Q3 上場投資法人等の資産運用会社の主な特定関係法人とは、どのような者ですか。

投資勧誘規則において「上場投資法人等の資産運用会社の主な特定関係法人」とは、上場投資法人等が提出した有価証券報告書等に記載された資産運用会社の「特定関係法人」のうち、本協会が指定した法人をいいます。例えば、上場投資法人等の資産運用会社の親会社などが該当します。詳しくは、本協会のホームページを参照してください。

（改正金商法の施行日以降に提出される有価証券報告書等に記載されるため、施行日以降追加する予定です。）。

<参考>

日本証券業協会…TOPメニュー「日本証券業協会の活動」⇒「上場会社の皆様へ(J-IRISS)」に掲載する予定です。

※更新タイミングについて、平成26年4月から平成27年4月までは、毎月1日に更新し、その後は、年2回（4月1日及び10月1日）に更新する予定です。

Q4 上場投資法人等の資産運用会社又は資産運用会社の特定関係法人の使用人その他従業員のうち重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する者とは、どのような者ですか。

投資勧誘規則において「上場投資法人等の資産運用会社の使用人その他従業員のうち重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する者」及び「上場投資法人等の資産運用会社の特定関係法人の使用人その他従業員のうち重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する者」とは、例えば、経理部、財務部、経営企画部、社長室（これに類似する業務を行う部署として顧客から届出があったもの）に所属する者が該当します。

なお、今般の金商法改正により、上場投資法人等に重大な影響を及ぼす取引（不動産の売買又は賃貸借取引が、上場投資法人等の年間収益の20%を超える取引等）を行った特定関係法人もインサイダー取引規制の対象とされました。しかしながら、金商法に規定される上場投資法人等に係る重要事実の多くは、経理部、財務部、経営企画部、社長室又はこ

れらに類似する業務を行う部署に所属する者が知り得る範囲になると考えられることから、資産運用会社等の不動産関係部署に所属する者を登録対象とすることまでは求めておりません。

Q 5 上場投資法人等には大株主として登録すべき者はありますか。

投資勧誘規則において「上場会社等の大株主（有価証券報告書等に記載されている大株主）」を規定している理由は、これにより金商法第 166 条に規定する「会社関係者」のうち主要株主（10%以上の議決権を有する者）や帳簿閲覧権を有する株主（3%以上の議決権を有する株主）の多くが含まれることになると考えられるからです。

上場投資法人等の場合は、すべての投資主が帳簿閲覧権を有しており、これに該当する顧客から内部者である旨を申し出ていただくことは困難と考えられることから、投資主の登録は不要とします。

Q 6 新たに内部者登録カードに登録する必要がある者について、いつまでに内部者登録カードに登録する必要がありますか。

顧客から内部者に該当する旨の申し出を受けた場合、本規則改正の施行日である平成 26 年 4 月 1 日以降、内部者登録カードに登録します。

Q 7 当社において、顧客が新たに内部者登録カードの対象となるかを調査し、当社から顧客に連絡してその旨の届出をしてもらう必要がありますか。

内部者登録は、顧客からの申し出を受けて行うものであることから、新たに内部者登録カードの対象となる顧客を独自に調査し、協会員から個別に連絡することまで求めるものではありません。

一方、協会員各社の約款その他の資料等において、顧客が内部者に該当することとなった場合は、当該協会員に届け出ていただく旨を記載していると思われます。

つきましては、協会員各社において適宜必要となる約款等を変更するなどの顧客への周知を行い、顧客からの申し出を受けた場合に、当該申し出に基づき内部者登録カードの整備を行うこととなります。

（参考）協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則

第 15 条第 3 項 協会員は、顧客に対し、第 1 項各号に該当するか否かにつき変更があったときは、遅滞なく、当該変更内容について、届け出ることを約せなければならない。

Q 8 新たに内部者登録カードの登録対象となる者について、J-IRISS の登録対象となりますか。

投資勧誘規則第 15 条に追加される内部者登録の対象者は、J-IRISS の登録の対象者となります。

今後、システム改修を行い、今夏を目途に、J-IRISS への登録が可能となる予定です。(ただし、実際に登録するかは発行者の任意となります。)

なお、本協会においても、資産運用会社等に対し、協会員における内部者登録制度の周知及び J-IRISS への登録促進活動を行う予定です。

以 上

内部者取引管理規程

(目 的)

第 1 条 この規則は、内部者取引の未然防止等を図るため、顧客管理、役職員の服務等について必要な基本的事項を定め、当社の営業活動の適正化に資することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 上場会社等

金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 163 条第 1 項に規定する上場会社等をいう。

2 上場会社等の特定有価証券等に係る売買等

金商法第 166 条に規定する上場会社等の特定有価証券等に係る売買等をいう。

3 上場投資法人等

上場会社等のうち、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 12 項に規定する投資法人をいう。

4 主な特定関係法人

上場投資法人等の資産運用会社の特定関係法人（金商法第 166 条第 5 項に規定する特定関係法人をいう。）のうち主なものとして、日本証券業協会のホームページに掲載されたものをいう。

5 大株主

直近の有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書に記載されている大株主をいう。

6 重要事実

金商法第 166 条に規定する上場会社等に係る業務等に関する重要事実をいう。

(法令諸規則の遵守)

第 3 条 役職員は、金融商品取引業の公共性を認識し、金融商品取引法等証券関係法令及び日本証券業協会、金融商品取引所等の定める諸規則並びに社内規則を遵守し、誠実に業務を遂行するものとする。

(内部者登録カードの整備)

第 4 条 当社は、上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を行う顧客が次の各号に定める者に該当するか否かについて、届出を求めるとともに、当該届出に基づき、上場会社等の役員等に該当する者については、上場会社等の特定有価証券等に係る売買等が行われるまでに内部者登録カードを備え付けるものとする。

① 次に掲げる者

イ 上場会社等の取締役、会計参与、監査役又は執行役

ロ 上場投資法人等の執行役員又は監督役員

ハ 上場投資法人等の資産運用会社の取締役、会計参与、監査役又は執行役

② 次に掲げる者

イ 上場会社等の親会社又は主な子会社の取締役、会計参与、監査役又は執行役

ロ 主な特定関係法人の取締役、会計参与、監査役又は執行役

③ 第 1 号又は第 2 号に掲げる者でなくなった後 1 年以内の者

④ 第 1 号に掲げる者の配偶者及び同居者

⑤ 上場会社等又は上場投資法人等の資産運用会社の使用人その他の従業員のうち執行役員（上場投資法人等の執行役員を除く。）その他役員に準ずる役職にある者⑥ 上場会社等又は上場投資法人等の資産運用会社の使用人その他の従業員のうち重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する者（前号を除く。）⑦ 上場会社等の親会社若しくは主な子会社又は主な特定関係法人の使用人その他の従業員のうち執行役員その他役員に準ずる役職にある者⑧ 上場会社等の親会社若しくは主な子会社又は主な特定関係法人の使用人その他の従業員のうち重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する者（前号を除く。）⑨ 上場会社等の親会社若しくは主な子会社又は主な特定関係法人

⑩ 上場会社等の大株主

- 2 当社は、内部者登録カードにおいて、次の各号に定める事項を記載するものとする。但し、顧客カードにおいて、次の各号に定める事項を満たしていれば、当該顧客カードと内部者登録カードを兼ねることができるものとする。
- ① 氏名又は名称
 - ② 住所又は所在地及び連絡先
 - ③ 生年月日（顧客が自然人の場合）
 - ④ 会社名、役職名、及び所属部署
 - ⑤ 上場会社等の役員等に該当することとなる上場会社等の名称及び銘柄コード
- 3 当社は、顧客に対し、第1項各号に該当するか否かにつき変更があったときは、遅滞なく、当該変更内容について、届け出ることを約させるものとする。
- 4 役職員は、第1項及び第3項の規定により、顧客から、上場会社等の役員等に該当するとの届出があった場合、又は変更の届出があったときは、遅滞なく、内部者登録カードを備え付け、又は変更するものとする。
- 5 部店長は、役職員の作成した内部者登録カードの記載事項を確認し、その写しを売買管理部長に送付するものとする。
- 6 当社は、J-IRISS によるデータ照合により、内部者登録カードの登録について点検するものとする。

（受託の一般原則等）

第 5 条 役職員は、顧客からの上場会社等の特定有価証券等に係る売買等の注文の受託に際しては、市場における公正な価格形成及び円滑な流通を旨として、当該注文の数量、売買条件及び市場の状況を配慮するものとする。

（未公表の重要事実にもとづく注文の受託制限等）

- 第 6 条 役職員は、顧客からの上場会社等の特定有価証券等に係る売買等の注文について、未公表の金商法第 166 条第 2 項に規定する業務等に関する重要事実及び第 167 条第 2 項に規定する公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実（以下「未公表の重要事実」という。）に基づくものと明らかに認められる場合には、これを受託してはならない。
- 2 役職員は、上場会社等の役員等の内部者登録カードに登録されている顧客から当該上場会社等の特定有価証券等の売買等の注文を受託するにあたっては、あらかじめ、当該顧客から未公表の重要事実の有無について確認しなければならない。

（上場会社等の役員、主要株主の短期売買注文受託の制限）

第 7 条 役職員は、上場会社等の役員及び主要株主による当該上場会社等の特定有価証券等の売買注文が、買付け後 6 か月以内の売付注文又は売付け後 6 か月以内の買付注文であり、利益を得ることが明らかな場合は、原則として当該売付又は買付注文を受託してはならない。

付 則

この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

資料 2

ブラックアウトに関するセーフハーバールールに対応案として、「アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則」等へ規定することについての各社意見

平成 26 年 1 月 31 日

社数	ご意見	主なご意見等
7 社	「アナリスト・レポート規則」及び「規則の考え方」に規定する。	【A社】 セーフハーバー条項は、業界の統一ルールとして、「アナリスト・レポート規則」及び「規則の考え方」において明確化するのが好ましいと思料する。 【B社】 協会員各社の対応が、微妙に異なるのは困るので、「規則」及び「考え方」に規定したほうがよい。 なお、継続レポートは配信し続けるにもかかわらず、売買審査部門等で法人関係情報の記載有無を審査しても、対応に苦慮することとなる。日々配信されるレポートを売買審査部門が読み込んで、全社的に登録された法人関係情報の内容と突合するのは不可能に近く、また法人関係情報の記載有無についてアナリスト部門に伝えることは伝達に該当する。アナリストの取材状況や法人関係情報の取得状況を個別に把握している所属長やレポート審査部門が通常の記載審査過程において判断するほうが合理的ではないか。 上場企業側の認識次第で、アナリストのカバー状況が幹事（引受）関係に影響しないよう「アナリストの独立性」についても「考え方」において再確認してはどうか。 アナリストが新たにカバーした直後に偶然公募増資などが発生した場合に、規則違反とならないような工夫がいののではないか。 【C社】 金融審議会の報告書に明記されているので、協会員の対応にバラツキが出ないように統一を図るうえで双方に規定することが望ましい。 【D社】 金融審議会の報告書では「届出前勧誘には該当しない」旨が明記されているので、「規則」及び「考え方」に関連事項を規定し、協会員各社の認識を統一するため明記すべきである。

社数	ご意見	主なご意見等
		【E社】 協会員各社の運用に齟齬が生じないように、「規則」に取扱い方針を明記し、「考え方」に詳細・留意事項を明記することが適切と考える。 【F社】 アナリスト・レポートの取扱い等について問題が発生した場合、その対応の仕方の根拠が明確になるので、「規則」及び「考え方」に規定したほうがよい。 【G社】 継続的に発行するレポートのみならず、既上場会社に対する新規のカバレッジの開始についても規定してほしい。
3社	「アナリスト・レポート規則」は規定せずに、「規則の考え方」のみに規定する。	【H社】 業界的なコンセンサスとして、アナリスト・レポートの公表が「届出前勧誘」に該当するおそれがあると認識している。これを「届出前勧誘」に該当しないと確認、規定することには意義がある。ただ、本件は法令の解釈を明文化する試みであり、これを協会規則に落とし込むことはそぐわないと思料する。 【I社】 開示ガイドラインの改正にあわせて、アナリスト・レポートの公表を明確に可能とすることには意味があると考え。一方、アナリスト・レポートを公表することが義務であるというような文言では、徒に協会員の活動を規制することになるため、文言は再考の余地があると考え。また、継続的との文言の解釈に余地があるため、過去のアナリスト・レポートの公表からみて通常の範囲内のものは継続的との理解でよいのか等、文言にはさらなる検討が必要と考える。 【J社】 協会員各社毎の対応となるので、「考え方」に示すことでよいのではないかと。

社数	ご意見	主なご意見等
2社	「アナリスト・レポート規則」及び「規則の考え方」に規定しない。	【K社】 「規則」や「考え方」に具体的にどのような文言を盛り込むのか、また、「継続的」の概念をどう定義するかにもよるが、各社の業態の実情（グローバル・ルールで運用しているか、国内の慣行で運用しているか、また営業がリテール中心かホールセール中心か、等）に応じた運用が行われることが望ましく、規則に一律に明文化することは難しいのではないかと考える。 また、継続的に行われているレポートの公表が「届出前勧誘」に該当しない旨が開示ガイドラインに明記されるのであれば、規則で繰り返すことは特段必要ないとする。 【L社】 引受証券会社内で適切なチャイニーズ・ウォールが設置されている場合において、従来から継続的に行われている上場企業に関するアナリスト・レポートの公表を、従来どおりに行うことは当たり前の話で、ことさら規則化する話でないと考える。

以 上

「アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則」に関する考え方
 (ブラックアウトに関するセーフハーバールール対応案)

平成 26 年 1 月

自主規制規則	自主規制規則の考え方
第 1 条～第 3 条 略	
(社内審査) 第 4 条 協会員は、アナリスト・レポートに関する指針を策定する等により、アナリスト・レポートの表示内容及び評価が適正かつ合理的なものとなるよう努めなければならない。	・各社において策定する指針の項目及び審査担当者の審査項目として考えられる項目は、広告等の表示及び景品類の提供に関する規則（以下「広告等規則」という。）第 4 条第 1 項に規定する禁止行為に加え、次のとおりである。 イ 誇大又は煽動的な表示、恣意的又は過度に主観的な表示等の禁止 ロ 断定的な表示の禁止 ハ 虚偽表示の禁止 ニ 法人関係情報及び将来法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報（現時点では法人関係情報ではないが、将来法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報（例えば、具体的方法の決定には至っていないが、一定の時期や規模が想定される資本調達ニーズに関する情報等）として協会員において管理している情報をいう。以下同じ。）の提供の禁止 ホ 有価証券届出書の届出前の勧誘の禁止 ヘ 評価、業績、新技術、新製品等の予測についての根拠の表示 ト 目標株価についての根拠及び達成の予想期間の表示 チ データ、統計等の出所の表示 リ アナリスト・レポートの内容と引用している株価、データ、統計等の適切性の確認 ヌ アナリストの意見と事実の明確な区別 ル 適切な担保文言（ディスクレーマー）の記載 ヲ レーティングの定義の記載 ・審査担当者は、広告等規則に規定する広告審査担当者である必要はない。また、必ずしも調査部門と独立した組織に置く必要はない。 ・アナリスト・レポートの「使用」には、外部アナリ
2 協会員は、アナリスト・レポートを使用しようとするときは、アナリスト・レポートの審査を行う担当者（以下「審査担当者」という。）を定め、審査させなければならない。	

自主規制規則	自主規制規則の考え方
3 審査担当者は、アナリスト・レポートの審査を行うに当たっては、特に次の各号に留意しなければならない。 1 「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」第4条第1項に規定する禁止行為に該当するものでないこと。 2 アナリスト・レポートにおける表示内容及び評価が、社内の指針等に照らし、適正かつ合理的なものであること。 3 レーティング又は目標株価が記載されている場合には、レーティングの定義並びに目標株価についての根拠及び達成の予想期間が明確に表示されていること。 4 協会員は、一のアナリスト・レポートについて複数の審査担当者に分担して審査させることができるものとする。 5 外部アナリストが作成するアナリスト・レポートを当該外部アナリストが所属する会社（外国会社を含む。以下同じ。）との契約等に基づき使用する場合、当該会社において、上記と同様の審査が行われていることが明らかなときは、当該会社が行った審査をもって、当該アナリスト・レポートを使用する協会員が審査を行ったものとみなすことができる。 4 協会員は、前項に掲げる審査のほか、法人関係情	ストが執筆したアナリスト・レポートについて、当該協会員のホームページから当該外部アナリストが所属している会社等のホームページの画面にリンクを張る場合（アナリスト・レポートを閲覧できる旨が表示されているときに限る。）も含まれる。（以下同じ。） ・審査担当者は、第1項の考え方に示した指針の項目のうち、二及びホを除く項目について審査を行うことが考えられる。 ・過去に発表したアナリスト・レポートから目標株価の変更が行われておらず、目標株価の変更がない旨又は目標株価の根拠については過去に発表したアナリスト・レポートを参照する旨がアナリスト・レポートにおいて表示されている場合には、必ずしも当該アナリスト・レポートにおいて目標株価の根拠を表示する必要はないものとする。 ・外部アナリストが作成するアナリスト・レポートを当該外部アナリストが所属する会社との契約等に基づき使用する場合には、使用する協会員において、当該会社が作成するアナリスト・レポートについて個別に審査の有無を確認する必要は必ずしもないものとする。 ・第1項の考え方に示した指針の項目のうち、二及び

自主規制規則	自主規制規則の考え方
報に関する記載の有無、及び届出前勧誘への該当性に関して審査を行うに当たっては、当該アナリスト・レポートが従来から継続的に公表されているものである場合は、原則として従来どおり公表を行うこととする。	ホについて、審査担当者とは別に管理部門（協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則第2条第2号に規定する「管理部門」をいう。例えば、売買審査部門などが含まれると考えられる。）において審査することが考えられる。 ・従来から継続的に行われているアナリスト・レポートの公表は、原則として届出前勧誘には該当しないと考えられる。（※開示ガイドライン改正後、当該記述を転記する。） ・管理部門が、所定の手続に則って、アナリストに対して従来から継続的に行われているアナリスト・レポートの公表を制限する旨を伝達することは、法人関係情報を取得していることを示唆する情報（「示唆情報」という。以下同じ。）になり得ると考えられる。 ・また、従来から継続的に行われているアナリスト・レポートの公表を制限することにより、投資家に対して、当該協会員が当該アナリスト・レポートの対象会社に関して法人関係情報を取得していること等を想起させることになり得ると考えられる。 ・従来から継続的に行われているアナリスト・レポートの公表を制限することとなった場合は、当該公表の制限を行うことに関する情報、及びその伝達を受けたアナリストについて、第8条の規定に基づき適切に管理すること。
第5条～第7条 略	
（情報管理の徹底） 第8条 協会員は、次の各号に掲げる情報（以下「重要情報」という。）について、適正に管理しなければならない。 1 アナリスト・レポートを執筆するに際し、アナリストが担当している会社及び社内の他の部門等から入手した情報、又は審査担当者がアナリスト・レポートの審査に当たり入手した情報であって次に掲げるもの イ 法人関係情報（金商業等府令第1条第4項第14号に規定する法人関係情報をいう。） ロ イ以外の未公表の情報であって投資者の	・「イ以外の未公表の情報であって投資者の投資判断

自主規制規則	自主規制規則の考え方
投資判断に重大な影響を及ぼすと考えられるもの 2 発表前のアナリスト・レポートの内容等であって投資者の投資判断に重大な影響を及ぼすと考えられるもの <u>3 協会員が従来から継続的に行われているアナリスト・レポートの公表を制限した場合（第4条第4項に規定する審査の結果、公表を制限することとなった場合）における当該制限を行ったこと</u> 2 前項の規定により重要情報の管理体制を整備するに当たっては、特に、次に掲げる事項に留意しなければならない。 1 重要情報の管理方法	に重大な影響を及ぼすと考えられる」情報とは、法人関係情報に該当するか否か必ずしも明確でない情報も含む概念であるが、具体的には、次のようなものが考えられる。 イ 将来法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報 ロ 業績が予測どおりであること（上記イ以外のもの） ハ アナリスト・レポートの対象会社以外の会社の新商品開発・業務提携に関する情報であり、対象会社の収益見込み等に重大な影響を及ぼすと考えられるもの（上記イ以外のもの） ・「発表」とは、「アナリスト・レポートの内容が多数の顧客に知りうる状態に置かれていること」をいうが、「発表」の具体的な時期又はより具体的な定義については各社で合理的と考える時期・定義を定めるものとする。 ・次のような情報は、「発表前のアナリスト・レポートの内容等であって投資者の投資判断に重大な影響を及ぼすと考えられる」情報に該当するものと考えられる。 イ 新規のカバレッジ ロ レーティングの変更 ハ 目標株価の大幅な変更 ニ 収益予測の大幅な変更 ・<u>管理部門が、所定の手続に則って、アナリストに対して従来から継続的に行われているアナリスト・レポートの公表の制限する旨を伝達する場合の当該情報も示唆情報になり得ると考えられる。</u> ・重要情報については、次のような方法で管理する必要があると考えられる。 イ 重要情報に係る資料について、物理的に他の部門から隔離する又は施錠可能なキャビネットに収納する等の方法により管理する。 ロ コンピュータ上において管理・保存されている重要情報について、他の部門の者に対しアクセス制限をかける。

自主規制規則	自主規制規則の考え方
	れる。 イ 伝達された重要情報について、適切な管理を行う。 ロ 伝達された重要情報を他の役職員に伝達することを原則禁止する。 ハ 伝達する目的を事実関係又は利益相反の有無の確認に限定する。又は、伝達する重要情報の範囲を客観的なデータ等に限定する。 ニ 他の部門の役職員が、伝達された重要情報を基にアナリストに対し不当な干渉を行うことを禁止する。 ・第3号の規定は、審査担当者が審査を行うに当たり必要とされる情報を当該審査担当者に伝達することを妨げるものではない。
第9条～第14条 略	
（アナリスト等の証券取引への対応） 第15条 協会員は、アナリスト個人の有価証券の売買等及び保有に関し、当該アナリストが担当する会社の有価証券の売買等及び保有を原則として禁止する等により、アナリストの公正かつ適正な業務の遂行が確保されるよう努めなければならない。	・当該アナリストが担当する会社の有価証券の売買等・保有を例外的に行う場合には、以下のすべての条件等に従う必要があるものと考えられる。 イ 調査部門の長又は内部管理部門の事前の承認を受けた後に取引を行う。 ロ 当該銘柄のアナリスト・レポートの評価等と相反する取引は原則として行わない。 ハ 原則として短期売買は行わない。 ・上記イの承認を行うに当たっては、当該アナリストの有価証券の売買等・保有が、以下の情報を利用して行われるものでないことを確認する必要がある。 イ 第8条第1項に規定する「重要情報」 ロ 管理部門又は法人関係部門（それぞれ、「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」第2条第2号及び第3号に規定する「管理部門」及び「法人関係部門」をいう。以下同じ。）から伝達された、法人関係情報を取得していることを示唆する情報 ハ 銘柄名は伝達しないものの、業種、増資の時期、増資の規模等の一部又は全部について伝達することにより法人関係情報の存在を推知し得る情

自主規制規則	自主規制規則の考え方
2 協会員は、外部アナリストが執筆するアナリスト・レポートを当該外部アナリストが所属する会社又は当該外部アナリストとの契約等に基づき使用する場合には、当該外部アナリスト個人の有価証券の売買等及び保有に関し、当該外部アナリストの公正かつ適正な業務の遂行が確保されるための措置が講じられていることを確認しなければならない。 3 協会員は、協会員の役職員（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）が、アナリスト・レポートの作成又は審査に当たり入手した重要情報を利用して役職員個人の有価証券の売買等を行わないよう努めなければならない。	報（示唆情報） （注）以下、上記ロとハの情報をあわせて「示唆情報等」という。 ・アナリストが対象会社の有価証券を保有している場合には、利益相反の關係に該当するものと考えられることから、第6条第1項に従いその旨をアナリスト・レポートにおいて表示する必要がある。 ・第1項の趣旨をより厳格に徹底するのであれば、例えば、アナリストの家族の証券取引について社内規則を設け、指導・監督することが考えられる。 ・「外部アナリストの公正かつ適正な業務の遂行が確保されるための措置が講じられていることを確認する」方法としては、次のいずれかの事項について措置が講じられていることを契約等により確認すること、又は当該外部アナリストが所属する会社の社内規則等若しくは当該外部アナリストが服する法令・諸規則において次のいずれかの事項が定められていることを確認することが考えられる。 - イ 当該外部アナリストが担当する会社の有価証券の売買等・保有が原則として禁止されていること。 - ロ 当該外部アナリストが担当する会社の有価証券の売買等・保有を行う場合には、以下の条件等に従うこと。 - i 当該外部アナリストが所属する会社の内部管理部門等の事前の承認を受けた後に取引を行う。又は、当該外部アナリストが担当する会社の有価証券の売買等・保有を行った場合には、契約等している協会員に報告する。 - ii 対象会社の有価証券を保有している場合には、第7条第1項に規定する措置に従い、その旨をアナリスト・レポートにおいて表示する。 ・第3項の規定の趣旨をより厳格に徹底するための方策の参考例としては、次のようなものが考えられる。 - イ レーティングの変更等のアナリストの意見に関し重要な変更が行われた場合には、事後的に当該銘柄に係る取引の状況をモニタリングする。 - ロ 朝の会議等において、発表前のアナリスト・レ

自主規制規則	自主規制規則の考え方
	ポートについて重要な発言がなされた場合には、一定時間を経過するまで、当該銘柄に係る取引を制限する。 ハ 重要情報に加え、示唆情報等を利用した有価証券の売買等を禁止する。
第 16 条～17 条 略	

内部者登録カードの見直し(J-REIT)に伴う J-IRISS の改修案について

平成 26 年 1 月 31 日

日本証券業協会

○J-REIT 関係者の J-IRISS へのイメージ

(例) 追加される登録対象者

投資法人：A B C 投資法人

執行役員 甲 (15 条 1 項 1 号ロ)

資産運用会社：A B C アセットマネジメント

取締役社長 乙 (15 条 1 項 1 号ハ)

取締役 甲 (兼務者) (15 条 1 項 1 号ハ)

経理部長 丙 (15 条 1 項 6 号)

特定関係法人：A B C 不動産 (親会社)

取締役 丁 (15 条 1 項 2 号ロ)

A B C ビルメンテナンス (利害関係人で重大な取引先)

取締役 戊 (15 条 1 項 2 号ロ)

⇒ J - I R I S S 登録案 (イメージ)

会社区分	会社名	役職名	氏名
区分：0 (自社)	A B C 投資法人	執行役員	甲
区分：0 (自社)	A B C 投資法人	A B C アセットマネジメント 取締役社長	乙
区分：0 (自社)	A B C 投資法人	A B C アセットマネジメント 取締役	甲
区分：0 (自社)	A B C 投資法人	A B C アセットマネジメント 経理部長	丙
区分：3 (その他子会社)	A B C 不動産	取締役	丁
区分：3 (その他子会社)	A B C ビルメン テナンス	取締役	戊

* 投資法人は、会社区分：「0 = 自社」に記載。

* 資産運用会社は、会社区分「0 = 自社」として、「会社名」欄に投資法人名を記載、「役職名」欄に資産運用会社名と役職名を記載する。

* 特定関係法人は、複数該当する場合がある。

⇒資産運用会社を会社区分「0 = 自社」とするためには、上記のような仕組みとせざるを得ないが、会員各社における対応は可能か？

以 上